

## 社会福祉法人長野県共同募金会配分委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県共同募金会配分委員会（以下「配分委員会」という。）の設置、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 配分委員会は、長野県における共同募金寄付金の公正な配分に資することを目的として、関係法令および社会福祉法人長野県共同募金会定款に基づき設置する。

(職務)

第3条 配分委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 共同募金の配分計画に関する事項
- (2) 共同募金の配分額に関する事項
- (3) 災害等準備金の積立に関する事項
- (4) 災害等準備金の配分および他の都道府県共同募金会から拠出を受けた資金の配分に関する事項
- (5) 他の都道府県共同募金会に対する災害等準備金の拠出に関する事項
- (6) 「緊急配分金」等に係る配分に関する事項
- (7) その他、配分委員会が必要と認めた事項

2 配分委員会は、受配を要望する者および受配者に対し、必要により調査・監査を行う。調査・監査に関し必要な事項は別に定める。

(組織)

第4条 配分委員会は、委員10名をもって組織する。

(委員)

第5条 配分委員会の委員は、民意を公正に代表する者を選出することとし、次の各号に掲げる者の中から、理事会の決議によって選任する。

- (1) 共同募金寄付者の代表者
- (2) 社会福祉事業・更生保護事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 報道関係者
- (5) 役員及び評議員。ただし、役員と評議員の合計員数は配分委員の総数の2分の1を超えない員数とし、役員については、総数の3分の1を超えないこととする。
- (6) その他民意を公正に代表する者

2 前項の規定に関わらず、任期の満了前に退任した委員の補欠に係る委員の選任については、書面による決議をもって開催に代えることができる。この場合、第8条第4項の適用については、書面による議決をした委員を出席者とみなす。

3 次の各号に掲げる者は、配分委員会の委員になることができない。

- (1) 共同募金の配分を受ける者

- (2) 社会福祉法第 40 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (3) 国および地方公共団体で職務を行う者

(委員長および副委員長)

第 6 条 配分委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、補欠の委員を委嘱する。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 8 条 配分委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、配分委員会の委員の総数の 3 分の 1 以上の委員が審議すべき事項を示して配分委員会の招集を請求したときは、その請求があった日から 30 日以内に、配分委員会を招集する。
- 3 配分委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 配分委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 配分委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は委員会の決議に、委員として議決に加わることができない。
- 7 第 5 項の規定にかかわらず、配分委員会の委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、配分委員会の決議があったものとみなす。

(災害等準備金の特例)

第 9 条 災害等緊急時に限り、災害等準備金の配分及び被災都道府県への拠出等については、あらかじめ配分委員会において同意を得た範囲において委員長が専決することができる。

(施行細則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 3 月 24 日より施行する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日をもって任期満了となる配分委員会委員の選任は、評議員会の同意を得て行うものとする。